

# 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱について

## 1 川崎市社会教育委員の根拠

社会教育法（昭和24年法律第207号）

川崎市社会教育委員条例（昭和24年川崎市条例第34号）

川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）

## 2 委員の構成

(1) 専門部会（教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館、日本民家園）

定数 10人以内（川崎市社会教育委員会議規則第6条 別表）

委員構成 ①学校の長、②社会教育団体からの推薦、③社会教育の経験を有する市民、④学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う者

(2) 専門部会（有馬・野川生涯学習支援施設）

定数 8人以内（川崎市社会教育委員会議規則第6条 別表）

委員構成 ①学校の長、②社会教育団体からの推薦、③社会教育の経験を有する市民、④学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 専門部会（青少年教育施設）

定数 15人以内（川崎市社会教育委員会議規則第6条 別表）

委員構成 ①学校の長、②社会教育団体からの推薦、③社会教育の経験を有する市民、④学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う者

## 3 委員の職務

(1) 社会教育委員（社会教育法第17条）

- ・社会教育に関する諸計画を立案すること。
- ・定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- ・前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと

(2) 専門部会（川崎市社会教育委員会議規則第6条 別表）

各施設の各種事業の企画実施又は事業運営について、調査審議を行う又は意見を述べること。

川崎市社会教育委員会議専門部会委員  
 (幸市民館専門部会) の委嘱について

選出区分	新 委 員		現委員 (委嘱又は任命時の役職)	
	委嘱・任命期間 令和元年 7月24日から 令和2年 4月30日まで		委嘱・任命期間 平成30年 5月1日から 令和2年 4月30日まで (概ね2年間)	
1号委員 (市内に設置された 学校の長)	氏 名		氏 名	平井 育子
	現職等		現職等	川崎市立西御幸小学校長
2号委員 (市内の社会教育関 係団体等から推薦さ れた者)	氏 名		氏 名	大塚 謙一郎
	現職等		現職等	幸区地域教育会議議長
	氏 名	舘 勇紀	氏 名	遊佐 栄津子
	現職等	幸区PTA協議会副会長	現職等	幸区PTA協議会前会計監査
	氏 名		氏 名	酒井 清
	現職等		現職等	幸区文化協会監査
3号委員 (市内在住の社会教 育に関する経験を有 する市民)	氏 名		氏 名	矢木 秀子
	現職等		現職等	幸サークル連絡会会長
3号委員 (市内在住の社会教 育に関する経験を有 する市民)	氏 名		氏 名	中島 由貴
	現職等		現職等	市民委員
4号委員 (学識経験者)	氏 名		氏 名	片岡 了
	現職等		現職等	明治大学文学部兼任講師
5号委員 (市内の家庭教育の 向上に資する活動を 行う者)	氏 名		氏 名	伊藤 俊州
	現職等		現職等	女躰神社幼稚園主事